

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

## 静岡国民年金 事案 1198

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年7月まで  
② 昭和58年12月から61年3月まで

年金受給の申込みに行った時、申立期間の領収書が年金手帳に貼られていなかったため、これまで、その期間が計算されないまま年金を受給してきた。

昭和58年当時は主人も病気がちであったが、内職もしていたし、出掛けられる時はパートで働き、義務である年金は大変な生活の中から真面目に納めていたと確信しており、58年12月の会社退職後も、再び国民年金に加入し保険料を納付したので、申立期間が未納等となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は、国民年金制度開始当初の昭和36年4月から国民年金に加入している上、56年10月からは任意加入するなど、国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人の所持する国民年金手帳、領収書、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間に至るまでの申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、保険料の未納は無く、申立期間に近い期間では遅滞無く保険料を納付していたこともうかがえる。

さらに、申立期間①は4か月と短期間であり、それまで継続して保険料を納付してきたのに、申立期間について納付を行わなかったとされているのは不自然である。

## 2 申立期間②について

申立人は、昭和 58 年 12 月に退職した後、国民年金の任意加入の手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと述べているところ、申立人の所持するいずれの年金手帳にも申立人が申立期間②に国民年金に加入していたことを示す記載は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、申立期間②当時、国民年金には未加入とされていたとみられ、納付書は発行されず、保険料の納付はできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間②当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理上、昭和 61 年 1 月末までに「国民年金任意加入被保険者現況届書」を提出することにより国民年金第 3 号被保険者となり、同年 5 月に国民年金第 3 号被保険者該当通知書が送付されたと考えられるところ、申立人は、同年 9 月 19 日付けで、同年 4 月から第 3 号被保険者となったとされているほか、申立人は上記現況届の記憶は無く、申立人の夫の会社で同年 4 月ないし 5 月に第 3 号被保険者の届出を行ってくれたと述べているなど、申立人が申立期間②当時、任意加入被保険者であったことは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年9月及び10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月  
② 平成8年9月  
③ 平成10年4月

親の勧めにより、国民年金にさかのぼって加入し、毎月、国民年金保険料を納付書で納めたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月から10年3月までの在学期間中は国民年金に加入しておらず、卒業後の同年5月に就職してから、さかのぼって国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遅れながらも毎月納付したと述べているところ、申立期間②及び③については、納付書は明らかに交付されていたとみられる上、申立人の主張どおり、10年6月から12年4月にかけて、申立期間分を除き、毎月、過年度納付を行っていたことが確認でき、申立人が、当該期間の保険料を未納としないように努めていたこともうかがえることから、申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、上記のとおり、申立人は平成10年5月の就職後、さかのぼって国民年金の加入手続を行ったとする記憶であり、また、申立人に対して国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号が付番されたことはうかがえないほか、申立人の基礎年金番号は同年同月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同年同月25日付けで付番されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年同月同日以降と推定され、ほぼ月末以降であったと考えられることから、時効のため納付書が送付されず

保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月及び10年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1215

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月から同年9月までは28万円、同年10月から10年6月までは30万円、同年7月は24万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年8月12日まで

私がA事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に引き下げられているが、当時30万円の給料を得ていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年9月までは28万円、同年10月から10年6月までは30万円、同年7月は24万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年12月23日）の後の11年3月8日付けで、9年2月から10年7月までの標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できるほか、同僚は、「申立人は、営業担当であった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成10年8月12日にA事業所における被保険者資格を喪失しており、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成11年3月8日には、別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月8日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと考<sup>そきゅう</sup>え難く、社会保険事務所において、このような

訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月から同年9月までは28万円、同年10月から10年6月までは30万円、同年7月は24万円に訂正することが必要であると認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1216

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成4年7月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年7月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に平成4年7月19日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成4年7月19日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成4年7月20日と記載されていたところ、A事業所は6年4月26日付けで4年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされており、当該処理日と同日の6年4月26日付けで、申立人の資格喪失日を4年5月31日とする訂正処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所は法人であり、当該訂正前の記録から、平成4年5月31日においてA事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同日において適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有

効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年7月20日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の平成4年5月のオンライン記録により38万円とすることが妥当である。

## 静岡厚生年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月から10年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年12月23日まで

私がA事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に引き下げられているが、当時20万円から22万円の給料を得ていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から10年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年12月23日）の後の11年3月8日付けで、9年2月から10年11月までの標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、A事業所の同僚は、「申立人は営業事務を担当し、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月8日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと考<sup>そきゅう</sup>え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期

間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月から10年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要であると認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1218

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月31日から52年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A事業所には昭和51年12月31日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、昭和52年1月分の給与明細票及び退職金分の給与明細票から判断すると、申立人は、A事業所に昭和51年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年1月分の給与明細票において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A事業所は平成16年7月1日に全喪しており、申立期間当時の事業主は亡くなり、元事業主(申立期間当時の事業主の息子)も、申立期間当時は当該事業所に在籍していないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年1月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録ど

おりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る51年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 2 日から 34 年 2 月 16 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 6 月 28 日まで  
③ 昭和 34 年 7 月 1 日から 38 年 10 月 26 日まで  
④ 昭和 39 年 1 月 16 日から 40 年 2 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 41 年 11 月 26 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿に重複取消の記載は無く、申立期間④の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者記号番号が誤って記載されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 静岡国民年金 事案 1200

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 50 年 9 月まで  
昭和 42 年 8 月に会社を辞めた後、すぐに区役所で国民年金加入手続を行い、定期的に保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月に会社を辞めた後、すぐに区役所で国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 1 月ごろ払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて加入手続を行ったものとみられ、同加入手続までは、申立人は国民年金には未加入とされていたことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時点を基準とすると、申立期間の大半は既に時効のため保険料を納付することはできないところ、オンライン記録上、納付済みとされている昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までは過年度納付を行ったものとみられるが、申立人は加入当初に保険料をまとめて納付したとの明確な記憶は無いと述べていることから、50 年 10 月よりも遡及<sup>そきゅう</sup>しての過年度納付を行ったことまでは推認し難い。

さらに、申立人は、申立期間を通して保険料の納付方法、保険料額等についても記憶が明確ではないほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1201

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私は、平成 11 年 3 月の途中で厚生年金保険を脱退し、自ら市役所へ赴き国民年金加入手続を行った。平成 11 年 5 月 21 日に納付した平成 10 年度の国民健康保険税の領収証書、同年 11 月 22 日に納付した同年 4 月分及び 5 月分の国民年金保険料領収書を所持していることから、申立期間の保険料についてもいずれかの日に金融機関等で納付した可能性がある。申立期間は国民年金に加入している上、11 年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付しているのに、同年 3 月のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成 10 年度分の国民健康保険料（1 万 4,500 円）を納付した 11 年 5 月 21 日か、同年 4 月分及び同年 5 月分の国民年金保険料を納付した同年 11 月 22 日のいずれかの日に納付したと思うと述べている。このうち、平成 11 年 5 月 21 日については、申立人が申立期間当時、自家用車を所有していたとしていることから、この時期に自動車税 3 万 4,500 円を納付する必要があったところ、申立人が平成 10 年度分の国民健康保険料を納付した金融機関で保管されていた 11 年 5 月 21 日付けの申立人に係る「税金・公共料金等納付依頼書」に記載された納付額 4 万 9,000 円と申立人が納付した国民健康保険料の納付額 1 万 4,500 円との差額が、申立人が申立期間当時所持していたとする自家用車に課されていたとみられる自動車税額 3 万 4,500 円と一致することから、申立人が 11 年 5 月 21 日付けで国民健康保険税と一緒に納付したものは、自動車税であった可能性が高い。

また、上記金融機関から提出のあった「税金・公共料金等納付依頼書」

(申立人が申立期間の保険料を納付した可能性が高いとする 2 支店分) からは、平成 11 年 5 月 21 日付けの依頼書以外には、申立人に該当する依頼書は確認できない。

さらに、申立人が当時居住した市の電算記録でも申立期間は未納となっている上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1202

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 1 月まで

私は、勤務先の倒産に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再び同被保険者となるまでの 7 か月分の国民年金保険料を市役所から届いた納付書で納めた。申立期間について未加入とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の倒産に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、国民年金の加入手続を行っていないが、市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を納付したと述べているところ、制度上、国民年金への切替えには届出が必要であり、申立人が所持する年金手帳にも申立人が申立期間に国民年金に加入していたことを示す記載は無く、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していたことをうかがうことはできないことから、申立人に申立期間に係る納付書が交付されたとは考え難い。

また、市の被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、高等学校を卒業直後から家業の手伝いをしていた。家族の国民年金の加入手続や、保険料の納付は母が行い、週に 1 回は、銀行員の出入りがあり、母が、毎月最後の週に、家族の保険料を行員に渡していたのを覚えている。昭和 50 年 1 月に婚姻、婿養子入りした夫の保険料は同年同月から納付されているのに、ずっと家業を手伝っている実の娘である私の保険料が納付されていない期間があること、及び夫より遅れて納付が開始していることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に申立人の母親が、婿養子に入った申立人の夫に「家の子になったのだから、家で国民年金保険料を納付する。」と言っていたのを記憶していることから、婚姻前から家の手伝いをしていた申立人自身については、それよりも前にその母親が国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると述べているところ、申立人の母親は既に他界しており、申立人の父親も国民年金に関する記憶が無いとしていることから、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 10 月ごろに払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて、申立人の加入手続は行われ、46 年 7 月にさかのぼって資格取得したとされたものと推認できる。このことから、上記の加入手続が行われるまで、申立人は国民年金には未加入とされていたこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続の時点では、申立期間の保険料は過年度扱いとなるところ、申立人の主張内容からは、申立人の母親が過年度納付したことを推認することは困難であり、これを行ったことをうかがわせるまでの事情も見

当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの申立人の夫の保険料が納付済みとされていることから、申立人の夫の保険料の納付が申立人よりも先に始まっていることも疑問であるとしているが、その夫の国民年金手帳記号番号は同年 3 月に払い出されており、申立人よりも先に国民年金加入手続が行われた（昭和 50 年 1 月資格取得）ものとみられ、申立人の母親が、申立人及びその夫に係る国民年金加入手続を行った後、それぞれの手続を行った現年度分の保険料から納付を開始したことによるものである可能性も否定できない。

このほか、申立人の居住する市の記録でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1204

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 9 月まで

結婚後に国民年金の届出をしてからは、集金が来ると妻が保険料を納めており、途中、生活保護を受けた時期もあるが、その後、保険料をまとめて払った覚えがある。これだけ長期間保険料を納付していないはずは無く、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は、婚姻（昭和 38 年 11 月）後すぐには、申立人は国民年金加入手続をしていなかったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 12 月ごろ払い出されており、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ申立人の妻は、申立人に係る国民年金加入手続を行い、これにより申立人は 36 年 4 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は 49 年 12 月ごろ行われたとみられる国民年金加入手続までは、国民年金には未加入とされていたことになり、申立人が主張するように、婚姻後、申立人の妻が保険料を集金人に納付していた期間が存在したことは考え難い上、婚姻後、加入手続を行った場合、申立期間の始期から一定期間分の保険料は過年度扱いとなるため、集金人に納付することもできなかった。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 3 月に払い出されていることから、このころ、その妻は、自身の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、その妻が領収書を提出している 46 年 1 月から 47 年 6 月までの保険料の納付は第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実

施)によるものであったとみられ、これはその妻が、上記 50 年 3 月の国民年金加入手続時点では、昭和 50 年度の現年度分から 60 歳到達まで保険料を納付した上、47 年 7 月から 49 年 11 月までの法定免除期間を合算しても将来年金受給権を確保できないとの判断から、受給権確保のため、さかのぼって保険料の納付を行うよう市が勧奨したものと考えられることができるが、申立人については、49 年 12 月ごろとみられる国民年金加入手続の時点では、法定免除期間を合わせて、60 歳到達まで保険料を納付すれば年金受給権の確保は可能であったことから、申立人の妻と同じ期間について特例納付を行うよう納付書が発行されたことまでは推認し難い。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで

町内の回覧板が回ってきて、母に勧められて国民年金加入の手続を行い、保険料の納付を始めたと思う。記録では、納付済月数は 412 月となっているが、国民年金に加入した 425 月分すべてについて保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親に勧められて国民年金に加入し、その母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと述べているが、その母親は既に他界している上、申立人は、その母親が申立期間当時の保険料をどのように納付したのか覚えていないとしていることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 10 月ごろに払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、申立人所持の年金手帳の交付日もこのころであることから、申立人は、このころ初めて国民年金の加入手続を行い、39 年 3 月にさかのぼって資格を取得したものと推認される。このことから、申立期間に係る保険料は過年度扱いとなるところ、前述のとおり、申立期間当時の状況は不明であるため、申立人の母親が、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがい知るとは困難である。

さらに、市の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。  
A 事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成 2 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 8 月 3 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成 2 年 8 月 1 日に、父親である当時の事業主の健康保険の被扶養者として認定され、同年 8 月 3 日に当該事業主の健康保険被保険者証が返納、交付されていることが確認でき、3 年 3 月 31 日に当該認定を解除されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立人を自分の扶養に入れた記憶は無く、申立期間も厚生年金保険料を控除していた。」と証言しているが、これを確認できる資料は無いほか、健康保険の被扶養者の認定については、届出書に加え、「被扶養者の収入申告書」、「扶養理由・生活実態証明書」等の添付書類が必要であり、これらの提出が無いにもかかわらず社会保険事務所が誤って記録するとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1221 (事案 723 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 10 日から 39 年 8 月 20 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 42 年 2 月 5 日から 43 年 3 月 20 日まで  
(B 事業所)  
③ 昭和 43 年 4 月 15 日から 45 年 12 月 20 日まで  
(C 事業所)  
④ 昭和 46 年 8 月 10 日から 48 年 3 月 20 日まで  
(D 事業所)  
⑤ 昭和 48 年 6 月 15 日から 49 年 8 月 20 日まで  
(E 事業所)  
⑥ 昭和 49 年 11 月 12 日から 51 年 11 月 20 日まで  
(F 事業所)  
⑦ 昭和 52 年 5 月 15 日から 53 年 2 月 2 日まで  
(G 事業所)  
⑧ 昭和 54 年 1 月 26 日から同年 6 月 20 日まで  
(G 事業所)  
⑨ 昭和 63 年 8 月 14 日から平成元年 6 月 14 日まで  
(H 事業所)  
⑩ 平成 3 年 5 月 16 日から同年 11 月 20 日まで  
(I 事業所)  
⑪ 平成 4 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
(J 事業所)  
⑫ 平成 4 年 5 月 19 日から同年 7 月 20 日まで  
(J 事業所)  
⑬ 平成 4 年 10 月 15 日から 5 年 1 月 21 日まで

(K事業所)

⑭ 平成5年7月21日から6年7月20日まで

(K事業所)

申立期間①、⑨、⑬及び⑭について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、この期間は申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていた。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪及び⑫（前回の申立期間を変更）についても、申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていた。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録から、申立てに係るA事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①後の昭和40年9月1日であることが確認できること、ii) 申立人は昭和37年4月にA事業所に勤務したとしているが、当該事業所の事業主は、「A事業所がオープンしたのは昭和40年秋である。」との証言をしていることから、既に平成21年11月27日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「A事業所は最初に就職した会社であり、勤務していたことは間違いない。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑨に係る申立てについては、i) オンライン記録から、申立てに係るH事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成元年4月1日であることが確認できること、ii) H事業所が管理する労働者名簿から、申立人の雇入年月日が同年6月14日であることが確認できること、iii) 雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録から、申立人が当該事業所において同年6月14日に、それぞれ被保険者の資格を取得したことが確認できること、iv) オンライン記録から、申立人は申立期間⑨のうち、昭和63年8月から平成元年2月までの期間においては、国民年金に加入し、保険料の全額免除を受けており、同年3月26日から同年6月14日までの期間については、別事業所において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができることから、既に平成21年11月27日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「H事業所には、昭和 63 年 8 月から勤務し、申立期間に働いていたことは確かである。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑨に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑬及び⑭に係る申立てについては、i) 申立てに係るK事業所が保管する「厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しから、申立人が、平成 5 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年 7 月 21 日に被保険者の資格を喪失したことが確認できること、ii) 雇用保険の被保険者記録から、申立人が、K事業所において同年 1 月 21 日に雇用保険の被保険者の資格を取得し、同年 7 月 20 日に同事業所を離職したことが確認できること、iii) オンライン記録から、申立人がK事業所において、同年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年 7 月 21 日に被保険者の資格を喪失したことが確認できること、iv) K事業所が加入するL健康保険組合が管理する健康保険の被保険者記録から、申立人が当該事業所において、同年 1 月 21 日に健康保険の被保険者の資格を取得し、同年 7 月 20 日に被保険者の資格を喪失したことが確認できること、v) M市役所が管理する国民健康保険の記録から、申立人が同年 7 月 21 日に、国民健康保険の被保険者の資格を取得したことが確認できることから、既に平成 21 年 11 月 27 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間にK事業所で勤務していた。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑬及び⑭に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録から、申立てに係るB事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②後の昭和 46 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月までB事業所で勤務したとしているが、同事業所の事業主は、「B事業所がオープンしたのは昭和 45 年である。」と証言をしている。

さらに、当時のB事業所の事業主は、「申立人の名前に記憶は無く、当時、住み込みの従業員はいなかった。」と証言をしている。

加えて、申立人は、オンライン記録から、申立期間②の期間の前後を通じて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「C事業所に勤務していた同僚と結婚した。」と主張しているが、オンライン記録では、当該同僚は、C事業所ではなく、

別事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人も前述の別事業所において、厚生年金保険の被保険者の資格を昭和 46 年 1 月 9 日に取得し、同年 3 月 21 日に喪失していることが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録から、申立期間③の期間の前後を通じて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間④について、オンライン記録から、申立てに係る D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間④後の昭和 48 年 6 月 12 日であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間④のうち、昭和 46 年 8 月から 47 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 48 年 3 月までの期間に、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、国民年金に加入していない期間に、D 事業所とは別事業所で、昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年 4 月 16 日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、昭和 48 年 6 月 15 日から 49 年 8 月 20 日まで、申立てに係る E 事業所に勤務したとしているが、E 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、48 年 6 月 15 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、同年 7 月 10 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録から、申立期間⑤のうち、昭和 48 年 6 月から同年 9 月までの期間に、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、オンライン記録から、申立期間⑤のうち、昭和 48 年 12 月 21 日から 49 年 2 月 21 日までの期間及び申立期間⑤を含む 49 年 4 月 22 日から同年 11 月 12 日までの期間に、E 事業所とはそれぞれ別の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、昭和 49 年 11 月 12 日から 51 年 11 月 20 日まで申立てに係る F 事業所に勤務したとしているが、F 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、49 年 11 月 12 日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、同年同月に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の F 事業所における記録は、昭和 49 年 11 月 11 日離職となっており、離職後、当該事業所が発行した離職証明書に基づき、公共職業安定所において離職票の交付を受けたことが確認できる。

申立期間⑦及び⑧について、申立人は、申立てに係る G 事業所に、昭和 52 年 5 月 15 日から 53 年 2 月 2 日までの期間及び 54 年 1 月 26 日から同年 6 月 20 日までの期間に勤務したとしているが、当該期間における申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできず、雇用保険の加入記録も無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、G 事業所において、昭和 53 年 2 月 2 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、54 年 1 月 26 日に被保険者の資格を喪失し、健康保険被保険者証を同年 1 月 30 日に返納したこと

が確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人がG事業所において、昭和53年2月2日に資格を取得し、54年1月25日離職し、離職後、当該事業所が発行した離職証明書に基づき、公共職業安定所において離職票の交付を受け、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間⑩について、申立人は、平成3年5月16日から同年11月20日まで申立てに係るI事業所に勤務したとしているが、オンライン記録により、申立人は、同年5月16日にI事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したことが確認でき、申立人の雇用保険のI事業所における記録は、同年同月15日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録の喪失日と合致していることが確認できる。

また、申立期間⑩にI事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員に申立人の在職について照会したが、申立人が当該期間に在職していたとの証言が得られない。

申立期間⑪及び⑫について、申立人は、平成4年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年同月19日から同年7月20日までの期間に、申立てに係るJ事業所に勤務したとしていることから、J事業所の上部組織であるN会に照会したところ、「申立人の勤務期間等に関する調査をしたが、勤務期間について確認することはできなかった。」との回答を得た。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、J事業所において、平成4年5月1日に被保険者の資格を取得し、同年同月18日に同事業所を離職したことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人が、J事業所において、平成4年5月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年同月19日に被保険者の資格を喪失し、同年6月2日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪及び⑫の各期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪及び⑫の各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行ったところ、昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで A 事業所において厚生年金保険被保険者期間として確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないとの回答を得た。

勤務し始めたのは昭和 33 年 4 月からであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、B 事業所の関連事業所である C 事業所が経営する D 所で勤務していた。」と述べているが、申立人は当時の同僚について、姓のみしか記憶しておらず、D 所で勤務していたことが把握できた唯一の者は申立人を記憶していないことから、申立人の C 事業所での勤務時期及び勤務状況について証言を得ることはできなかった。

また、B 事業所に照会したところ、「当社の関連事業所を含む従業員については、A 事業所で厚生年金保険に加入させていた。」と回答しており、A 事業所の厚生年金保険に関する書類の管理等の一部事業を継承している E 事業所は、「当社で保管している A 事業所の厚生年金保険に係る台帳を確認すると、申立人の資格取得日は昭和 37 年 10 月 1 日、資格喪失日は 38 年 1 月 1 日である。」と回答しており、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、E 事業所は、「A 事業所が全国の関連事業所の従業員の加入手続を行っていたが、加入させる時期については各関連事業所の判断にゆだねていたことから、各関連事業所によって入社と同時に厚生年金保険に加入させている場合と入社後すぐに加入させない場合があり得る。」と回答している。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の当時の事業主と連絡が取れない上、申立期間当時のC事業所の経営者も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 15 日から 29 年 6 月 1 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 30 年 2 月 10 日から 32 年 3 月 1 日まで  
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、申立期間中にA事業所及びB事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 26 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28 年 8 月 15 日に資格を喪失後、29 年 6 月 1 日に再度、資格を取得しており、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えているが、申立人が他の会社に行き、再びA事業所に戻ってきたのか、継続して勤務していたのかについては分からない。」と述べており、申立人が申立期間①に勤務していたとの証言を得ることができない。

さらに、C事業所(A事業所が名称変更)に照会したところ、「当時のA事業所の事業主は亡くなっているため、当時の事情は分からない。また、当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人がB事業所に勤務してい

たことはいかがえる。

しかし、申立人が申立期間②当時、B事業所において一緒に働いていたと記憶する同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者もいることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、D事業所（B事業所の後継事業所）の元事業主の妻は、「当時の事業主は亡くなっており、社会保険事務を担当していた者も亡くなっているため、当時の状況を知る者はいない。また、数年前に会社を廃業したため、書類は廃棄済みである。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年3月12日から33年6月3日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 32 年 8 月 2 日から同年 9 月 1 日まで  
(A 事業所)  
③ 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで  
(B 事業所)  
④ 昭和 35 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで  
(B 事業所)  
⑤ 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで  
(C 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A 事業所では、中学校卒業後の昭和 32 年 4 月 1 日ごろに入社し、同年 9 月 1 日ごろに B 事業所に転職するまで勤務していた。B 事業所では、当該事業所を退職することとなった知人と入れ替わりで入社し、35 年 11 月 1 日に C 事業所に転職するまで勤務していた。C 事業所では、知人と一緒に同年 11 月 1 日に臨時職員として入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、i) A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 2 日に資格を喪失していること、ii) 申立人が提出した厚生年金保険被保険者証によれば、申立人が初めて資格を取得した年月日は「昭和 32 年

6月1日」と記載されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、同被保険者証に記載されている記号番号が同日にA事業所で払い出されていることが確認できる。

また、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日と同日に資格を取得している元同僚は、「中学校を卒業後、昭和32年4月にA事業所に入社したが、会社からは、2か月ほど様子を見てから社会保険に加入させると言われた。当初は健康保険被保険者証を持っていなかった。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人が自分と退職時期がそれほど変わらなかったとして氏名を挙げた元同僚は、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日と近接する昭和32年7月1日に資格を喪失していることが確認でき、そのほかの元従業員にも聴取したが、申立人が同年8月末日まで勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

申立期間③及び④について、申立人は、「B事業所を退職することとなった元従業員と入れ替わりで入社した。」と述べており、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該元従業員は昭和33年9月30日に資格を喪失しており、申立人は、同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年10月30日に資格を喪失していることが確認できる。なお、当該元従業員が述べる自身のB事業所での勤務期間とオンライン記録上の被保険者期間は、おおむね一致している。

また、B事業所の元社会保険事務責任者は、「申立人のことはよく覚えているが、入社後1年もの間、社会保険に入れなかったということは考えられない。」「申立人は急に退職することとなった。昭和35年10月30日が資格喪失日となっているならば、申立人は同年10月29日に退職し、そのように届け出たと考える。社会保険事務所への届出に誤りは無かったと思う。」と証言している。

さらに、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

申立期間⑤について、元同僚の証言から、申立人が当該期間に臨時職員としてC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和36年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人と一緒に入社したと証言する元同僚も、同日に資格を取得していることが確認できる。

また、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 35 年 9 月 1 日に 17 人が被保険者資格を取得した後、36 年 3 月 1 日に申立人を含む 15 人が資格を取得するまでの間、資格を取得している者は確認できず、同年 3 月 1 日に資格を取得した者のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したところ、これらの者は、資格取得日以前から勤務していたと証言していることから、当該事業所では、申立期間⑤当時、一定の時期に従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、C 事業所は、「当時の資料は残っておらず、当時の庶務担当者にも確認したが、臨時職員に対する社会保険事務の取扱いは分からなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 31 日から 36 年 11 月 1 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 39 年 12 月から 42 年 1 月まで  
(B事業所)  
③ 昭和 42 年 8 月 8 日から 43 年 9 月まで  
(C事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所、B事業所及びC事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、A事業所は、昭和 36 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人より先にA事業所に勤めており、申立人を当該事業所に誘ったとする元同僚及び申立期間①当時一緒に働いていたとする元同僚は、オンライン記録から、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が、申立人と同じ昭和 36 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、前述の元同僚は、「申立人とはA事業所で一緒に働いていたが、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と述べており、申立期間①当時のA事業所での厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主は亡くなっており、元取締役で当該事業主の妻は、「申立人が働いていたことは覚えているが、当時の記録は無いので何も分からない。」

と回答しており、当該期間の厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録から、B事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の複数の元同僚は、「事業主が厚生年金保険の加入をどのように取り扱っていたのかは分からない。また、申立人の給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうかは分からない。」と述べており、申立期間②当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

また、D事業所（B事業所の後継事業所）の元事業主の妻は、「当時の事業主は亡くなっており、社会保険事務を担当していた者も亡くなっているため、当時の状況を知る者はいない。また、数年前に会社を廃業したため、書類は廃棄済みである。」と回答しており、申立期間②当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和39年5月2日から44年1月10日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人は勤務していたC事業所の当時の状況を詳細に記憶していることから、当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間③当時の社会保険事務担当者は、「C事業所では厚生年金保険と雇用保険の届出は一緒に行っていた。」と述べているが、申立人のC事業所での雇用保険の加入記録は確認ができない。

また、C事業所の現在の事業主は、「当時の事業主及び取締役は既に亡くなっており、当時の資料も無いため、当時の状況を確認することができない。」と回答しており、申立期間③当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が一緒に働いていたと記憶する元同僚は既に亡くなっており、申立期間③にC事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚は、「C事業所での厚生年金保険の取扱いは分からない。」と述べており、当該期間の厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

なお、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和42年5月8日から43年12月26日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から37年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には昭和41年3月8日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、昭和41年4月1日にA共済に加入しているが、43年5月に退職一時金を受給し、その後50年11月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月29日から22年6月1日まで  
日本年金機構から寄せられた「厚生年金加入記録のお知らせ」には、A事業所において厚生年金保険の加入日は昭和22年6月1日となっていた。  
A事業所には、昭和21年11月29日に入社したことが日記にて確認できるので、厚生年金保険の資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した日記から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間当時、A事業所において社会保険事務を行っていた者が、「申立期間当時、入社後、見習い期間が3か月から6か月程度あり、その間厚生年金保険に加入させておらず、見習い期間経過後、勤務状況等に応じて、入社日が近い者をまとめて厚生年金保険に加入させていた。」と述べている。

また、申立人は、A事業所に勤務していたとする申立人の兄の紹介で当該事業所に勤務したと述べているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人の兄と申立人の厚生年金保険の資格取得日が同日となっている。

さらに、申立人が、「自分より先に入社していた。」としている複数の者について、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人とこれらの者の厚生年金保険の資格取得日は同日となっている。

加えて、申立期間当時、役員であった者の長男は、「自分が役員となった昭和40年代以降も見習い期間があった。また、見習い期間中は厚生年金保険の保険料を給与から天引きしていないことから、申立期間当時も厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を天引きしたとは考え難い。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 20 日から 40 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所において昭和 39 年 5 月 20 日に被保険者資格を喪失している。  
A事業所が昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているのであれば、その時まで厚生年金保険の被保険者であるはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。  
しかし、上述の複数の同僚は、申立人がA事業所を退職した時期について記憶していなかった。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A事業所の商業登記簿謄本に記載されている役員の所在が確認できなかったことから、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、「A事業所の事務所にB事業所という名称の看板があった。」と記憶しているところ、オンライン記録ではB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できず、B事業所の商業登記簿謄本に記載されている役員については、所在を確認することができなかった。

加えて、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、年月日は不明であるものの、「証返納済」の記載が確認できることから、申立人は、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納したことが確認できること、及び申立人については昭和 39 年 10 月に行われた標準報酬月額の時決定についての記録が確認できなかったことから、申立人の年金記録がさかのぼって

訂正された事実は無いことがわかる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、昭和 39 年 4 月 1 日から A 事業所で給与を受け取ったことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録を保管している B 社の回答及び申立期間当時 A 事業所で研修を受けたとする複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、上述の複数の同僚について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、C 事業所（A 事業所から名称変更）に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は残っておらず、B 社は、「申立人の個人台帳に、昭和 39 年 4 月 1 日に A 事業所において採用された旨の記載がある。申立期間当時は、D 採用の者と A 事業所採用の者がいたが、A 事業所採用の者の厚生年金保険の加入については、資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 20 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1230

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろから 36 年 5 月ごろまで  
ねんきん特別便を確認したところ、申立期間当時に勤務していたA事業所B工場での年金記録が無い。  
勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の複数の同僚は、申立人のA事業所B工場での勤務時期については記憶していなかった。

また、A事業所は既に廃業しており、当該事業所から独立したC事業所及びD事業所に申立期間当時の資料の保管状況について照会したものの、いずれの事業所もA事業所B工場の資料は保管していないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除についての資料は確認できなかった。

さらに、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 28 年 8 月 1 日から 36 年 7 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 8 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給与明細書等はないが、学校を卒業してから昭和 34 年 8 月まで A 事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人は、勤務した期間は特定できないものの、A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、上述の同僚を含む、申立人が同時入社と記憶する 6 名のうち 5 名については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者も、申立人が退職したと記憶する月以降の厚生年金保険の被保険者の記録しか確認できない。

また、申立期間当時の事業主の弟は、「申立期間当時は、身内と熟練者のみ厚生年金保険に加入させていた。その他の社員は日雇健康保険のみ加入し厚生年金保険は加入させていなかったと思う。」と回答しており、この回答は申立期間当時の経理事務担当者の供述と一致する。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年 3 月 2 日から 34 年 9 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。